

「生活行為向上リハビリテーション実施加算」算定要件に記載されている研修の取り扱いについて

平成27年4月20日
一般社団法人日本作業療法士協会

○平成27年度介護報酬改定で、通所リハビリテーションに生活行為向上リハビリテーション実施加算が新設されました。当該加算の算定要件として、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。」となっています。

また、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」(介護保険最新情報Vol.454平成26年4月1日)問105の回答として、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験とは、例えば、日本作業療法士協会が実施する生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験が該当すると考えている。」と示されています。

○この点について、自治体担当者や会員から、協会の修了証が当該加算の算定要件を満たすものであるか、の問い合わせが協会に寄せられております。

【協会対応】

○この問い合わせについて、協会は、厚生労働省の助言の下、平成27年3月以前に協会が定める時間の生活行為向上マネジメント研修を既に修了している会員に対して修了証を発行し、今後の受講者に対しても順次、修了証を発行することとしました。

詳しくは、協会事務局までお問い合わせください。
TEL 03-5826-7871